



414
A2660
1



帝國臣民身分法

第一章 臣民身分ノ得有

第一條 左ニ掲ケル者ハ出生ニ因リ日本

臣民身分ヲ得有ス

一 日本人ヲ父母トシ及日本人ヲ父トスル
正出子

二 日本人ヲ母トスル私出子

三 外國人ヲ母トスル私出子ニシテ其ノ父
タル日本人ノ認知ヲ受ケタル者

四 日本帝國ノ領内ニ生レ父母共ニ知

サル者

第二條 外國人ハ第二章ノ規定ニ從ヒ歸化ニ因リ日本臣民身分ヲ得有スルコトヲ得

第三條 外國女ニシテ日本人ノ妻ト為リタル者ハ當然日本臣民身分ヲ得有ス

第四條 日本ニ歸化シタル者ノ妻及未成年ノ子ハ日本ニ住居スルニ於テハ日本臣民身分ヲ得有ス但シ其ノ子ハ成年ノ後一箇年内ニ第二十八條ノ申出ヲ為スニ因リ外國ノ國

民身分ヲ撰擇スルコトヲ得

前項ノ規定ハ外國女ニシテ日本人ノ妻ト為リタル者ノ子ニモ之ヲ適用ス

第五條 左ニ掲クル者ハ日本ニ住居スルニ於テハ其ノ本國ノ法律ニ從ヒ成年ニ至リし時ヨリ一箇年内ニ第二十八條ノ申出ヲ為スニ因リ日本臣民身分ヲ得有ス

一 第一條ニ掲ケタル日本人ニシテ其ノ親ノ身分ノ變更ニ因リ日本臣民身分ヲ失ヒタル者

二 親ノ日本ニ歸化シタル時成年ナリシ外國人

三 日本帝國ノ領内ニ生レタル外國人ノ子ニシテ又帝國ノ領内ニ生レタル者

第六條 國民身分ナキ者ト婚姻シタル日本女子及父母共ニ國民身分ナキ者ニシテ日本帝國ノ領内ニ生シタル者ハ日本臣民身分ヲ有ス

第二章 歸化

第七條 左ノ條件ヲ具ヘタル外國人ハ日本帝國ニ歸化スルノ願書ヲ呈出スルコトヲ得

一 本國ノ法律ニ依リ成年ニシテ治産ノ能力ヲ有スル事

二 品行正シキ事

三 獨立シテ生活スルノ資産又ハ技能アル事

四 滿五箇年日本ニ住居シタル事

五 願書呈出ヨリ少クトモ二箇年前ニ日本帝國ニ歸化セントスルノ意アルコトヲ其ノ住居地ノ身分取扱役場ニ届出タル事

第八條 有益ノ發明ヲ日本帝國ニ傳ヘタル者

又ハ農工技術ニ付著シキ効益ヲ日本帝國ニ起シタル者其ノ他日本ノ為ニ功勞アル者ハ第七條第四號及第五號ノ條件ヲ特免スルコトヲ得

第九條 第七條第五號ニ依リ歸化セントスルノ意アルコトヲ届出タル後未タ歸化セズシテ死亡シタル者ノ妻子ハ日本帝國ニ住居スルニ於テハ其ノ届出ヨリ二箇年ノ後同條第一號乃至第四號ノ條件ヲ具フルトキハ歸化ノ願書ヲ呈出スルコトヲ得

第十條 第七條第四號ニ記載セル期限ノ間ニ日本帝國ヲ離ルルコトヲ引續キ六箇月以上及フトキハ其ノ離シタル年月ヲ扣除シテ前後ノ年月ヲ通算ス但レ日本政府ノ官用ノ為ニ外國ニ在ル年月ハ之ヲ扣除セス

第十一條 歸化ノ願書ニハ願人ノ國民身分氏名職業年齢住所ヲ記載シ并ニ第七條第八條第九條ニ掲ケタル條件ノ證明ニ必要ナル文書ヲ添フルヲ要ス

第十二條 歸化ノ願書ハ之ヲ現住地ノ地方長

官ニ由リ司法大臣ニ呈出スヘシ司法大臣ハ
願人ノ品行及其ノ他必要ナル事項ヲ取調
ヘ上奏シテ勅裁ヲ請フノ後地方長官ヲ佐
テ歸化證ヲ付與スヘシ

第十三條 歸化人ハ歸化證ヲ受領スルノ
日ニ於テ日本臣民タルノ義務ニ服従スルコ
トヲ宣言スヘシ

第十四條 歸化ノ願ヲ許サレサル者ハ願書
ヲ却下セラレタル日ヨリ一箇年以上日本帝國
ニ住居スルニ非サレハ再ニ歸化ノ願書ヲ呈出

スルコトヲ得ス

第十五條 歸化證ニハ歸化者ト共ニ日本臣
民身分ヲ得有スル者ヲ併記スヘシ

第十六條 外國人ニシテ日本ニ功勞アルニ由
リ又ハ必要ニ由リ日本帝國內ニ於テ官吏ニ
任用セラレントスル者ハ樞密院ノ議ヲ經勅裁
ニ依リ前數條ノ規定ニ依ラスレテ特ニ歸化
證ヲ付與スヘシ其ノ歸化ヲ願ハサル者ハ官
吏ニ任用スルコトヲ得ス

第十七條 左ニ掲ケル外國人ハ日本ニ住居ス

ルニ於テハ成年ノ後何時ニテモ第二十八條ノ申出ヲ為スニ因リ日本臣民身分ヲ得有ス

一 日本ノ陸海軍役ニ服シタル者

二 日本ノ徴兵ニ際シ外國ノ國民身分ヲ申

立サリシ者

第十八條 第二條第四條第五條第二條第

三條第六條第十六條第十七條ニ依リ日本臣民

身分ヲ得有スル者ハ其ノ身分ヲ得タル日ヨリ十

箇年ヲ経タル後特ニ帝國議會ノ承認ヲ得ル

ニ非カレハ兩院ノ議負國務大臣樞密顧問

及陸海軍ノ將官ト為ルコトヲ得ス

第三章 臣民身分ノ喪失

第十九條 左ニ掲クル者ハ當然日本臣民

身分ヲ失フ

一 外國人ノ妻ト為リタル女及其ノ未成年

ノ子但シ當然其ノ夫ノ身分ニ從フトキ

二 日本人ヲ母トスルノ私生子ニシテ其ノ父

タル外國人ノ認知ヲ受ケタル者

三 外國ニ歸化シタル者

四 日本政府ノ許可ヲ得スシテ外國ノ官ニ

就キ又ハ恩給ヲ受ケ又ハ兵役ニ服シ
又ハ軍隊ニ入りタル者

五 戦時又ハ開戦セントスル時外國ニ滞
在シ日本政府ノ公布シタル歸國ノ命
令ニ従ヒ期限内ニ歸國セサル者

第二十條 外國ニ歸化シタル者ノ妻及未
成年ノ子ハ外國ニ住居スルニ於テハ日本
臣民身分ヲ失フ

第二十一條 歸國ノ意ナクシテ十箇年間引
續キ外國ニ住居スル日本人ハ其ノ臣民身分ヲ

失フ但毎一年外國寄留ノ届ヲ日本帝國ニ於
ケル身分取扱役場ニ出シタル者ハ仍其ノ身
分ヲ失ハス

前項ノ期限ハ未成年者ニ付テハ成年ニ達シ
タル日ヨリ寄留ノ届ヲ為シタル者ニ付テハ
役場ニ於テ其ノ届書ヲ受ケタル日ハ翌年ヨ
リ之ヲ起算ス

第二十二條 左ニ掲クル者ハ日本臣民身分ヲ
失ハレムス

一 満十七歳以上二十五歳以下ノ男子但シ

現役ヲ免セテレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
二 官吏及陸海軍現役ノ軍人

第二十三條 第一條ニ依リ日本帝國臣民身分
ヲ有セシ者ハ一旦之ヲ失ヒタルモ第二十八
條ノ申出ヲ為シ申出後一個年内ニ日本ニ歸
國シテ往居ヲ定ムルニ因リ其ノ身分ヲ回復
ス

第二十四條 第十九條第四號第五號ニ因リ日
本臣民身分ヲ失ヒタル者ハ正當ナル辯明
ヲ為シ其間ハ身分ヲ回復スルコトヲ許サズ

第二十五條 第二條第三條第四條第五條
第六條第十六條第十七條ニ依リ日本臣民ト
為リタル後其ノ身分ヲ失ヒタル者ハ更ニ歸
化ノ手續ヲ為スニ非サレハ日本人ト為ルコトヲ
得ス

第四章 通則

第二十六條 日本臣民身分ヲ得有シ又ハ回復
シタル者ハ外國ノ爵位官職及其他ノ位地
ヲ保有セス

第二十七條 身分ヲ變更スルノ効力ハ既往ニ

溯

第二十八條 身分ノ選擇 國渡又ハ得有ニ關ル
申出ハ日本ニ住居スル者ハ其住居地ノ身分
取扱役場外國ニ住居シ又ハ寄留スル者
ハ日本ノ公使館又ハ領事館ニ之ヲ為スヘシ
公正ノ法式ニ依リ委任ヲ為シタル代理人
ヲ以テ前項ノ申出ヲ為スコトヲ得

